

相模原市実地指導基準 幼稚園型認定こども園・幼稚園編

令和8年度版

関係法令名等	略称	制定	改正日
相模原市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（平成31年 相模原市条例第15号）	特定教育・保育施設等基準条例	平成31年3月18日	令和8年4月1日
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣府令第39号)	特定教育・保育施設等運営基準府令	平成26年4月30日	令和8年2月13日
子ども・子育て支援法(平成24年 法律第65号)	なし	平成24年8月22日	令和7年12月12日
特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和5年 こ成保38 5文科初第483号)	留意事項通知	令和5年5月19日	令和8年4月8日
児童福祉法(昭和22年 法律第164号)	なし	昭和22年12月12日	令和7年12月12日
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年 内閣府/文部科学省/厚生労働省/告示第2号)	認定こども園設備運営基準	平成26年7月31日	令和7年9月10日
幼稚園設置基準(昭和31年 文部省令第32号)	なし	昭和31年12月13日	令和8年3月9日
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年 法律第77号)	認定こども園法	平成18年6月15日	令和7年6月18日
学校教育法(昭和22年 法律第26号)	なし	昭和22年3月31日	令和7年6月18日
子ども虐待対応の手引き（令和6年4月 こども家庭庁支援局虐待防止対策課）	子ども虐待対応の手引き	令和6年4月22日	-
児童虐待の防止等に関する法律(平成12年 法律第82号)	なし	平成12年5月24日	令和7年4月25日

関係法令名等	略称	制定	改正日
保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年局長連名通知）	虐待等の防止、対応等ガイドライン	令和7年8月29日	令和8年4月24日

〔判定〕

- ・C ⇒相模原市指導監査基準保育所編を満たしていないものでB、B' 以外のもの
- ・B ⇒相模原市指導監査基準保育所編を満たしていないが比較的軽微であるもの
- ・B' ⇒法令等の努力義務規定違反及び水準向上のための助言とするもの
- ・参考項目⇒通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携し、改善を図るもの

〔実地指導基準の「関係法令等」における表記について

特定教育・保育施設等基準条例第3条の規定により特定教育・保育施設等運営基準府令の例によるとされているものについては、当該基準省令の該当する条項を記載しています。

相模原市実地指導基準
幼稚園型認定こども園・幼稚園編
～ 管 理 運 営 ～

令和8年度版

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
1 運営に関する基準	1 利用定員に関する基準	認定こども園は、その利用定員の数を20人以上としていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第4条第1項	・利用定員が遵守されていない（軽微な場合はB）。	B・C
	2 区分ごとの利用定員	子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分の利用定員になっていること。 ※3号認定子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	特定教育・保育施設等運営基準府令第4条第2項	・区分ごとの利用定員になっていない（軽微な場合はB）。	B・C
	3 定員の遵守状況	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないこと。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 [留意事項通知の定員を恒常的に超過する場合調整を受ける要件] 【幼稚園型認定こども園】 直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設に適用する。（注3） なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。 （注1）利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設定備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、認定こども園設備運営基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び留意事項通知等に定める基準を満たしていること。 （注2）年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の教育標準時間認定（1号）又は、保育認定（2・3号）を受けた利用子ども数の総和を各月の初日の教育標準時間認定（1号）又は、保育認定（2・3号）に係る利用定員の総和で除したものをいう。	特定教育・保育施設等運営基準府令第22条 留意事項通知別紙3⑳、別紙4㉔	・やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っており、在籍園児数が留意事項通知の範囲を超えている（軽微な場合はB）。	B・C

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
		<p>【幼稚園】 直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設に適用する。 なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。 （注1）利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼稚園設置基準及び留意事項通知等に定める基準を満たしていること。 （注2）年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。</p>	留意事項通知別紙1 ⑱		
	4 勤務体制の確保	教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第21条第1項	・職員の勤務体制を定めていない（軽微な場合はB）。	B・C
	5 職員の専従状況	教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第21条第2項	・特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
	6 運営規程に関する適切な整備状況	次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」という）を定めていること。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)提供する特定教育・保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)特定教育・保育の提供を行う日(子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。)及び時間、提供を行わない日 (5)教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員（3号認定子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。） (7)施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（特定教育・保育施設等運営基準府令第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。） (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	特定教育・保育施設等運営基準府令第20条	・施設の運営についての重要事項に関する規程を定めていない(軽微な場合はB)。	B・C
2 秘密保持	7 秘密保持等	職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないこと。	特定教育・保育施設等運営基準府令第27条第1項	・正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしている（軽微な場合はB）。	B・C
	8 職員であった者の秘密保持等	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第27条第2項	・元職員に対しても、秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていない（軽微な場合はB）。	B・C
3 苦情解決	9 苦情処理に対する措置	提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第1項	・苦情処理に関する必要な措置を講じていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
4 内容及び手続の説明及び同意	10 苦情の記録	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第2項	・苦情内容等を記録していない（軽微な場合はB）。	B・C
	11 苦情に関する調査への協力・改善等	提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第4項 子ども・子育て支援法第14条第1項	・市への報告・提出・提示の命令、市からの質問若しくは検査に応じない（軽微な場合はB）。 ・苦情に関する調査への協力、市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C B・C
	12 苦情に関する改善報告	市からの求めがあった場合には、苦情の改善の内容を市に報告していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第5項	・苦情の内容を市に報告していない（軽微な場合はB）。	B・C
	13 重要事項説明及び利用申込者の同意	特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第5条	・重要事項を記した文書の交付及び説明と利用者申込者の同意を得ることを行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
	14 重要事項等の掲示	特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第23条	・施設の見えやすい場所に、施設に係る重要事項等の掲示を行っていない、又はインターネットを利用した掲示を実施していない（掲示内容が不十分である場合はB）。	B・C
5 正当な理由のない提供拒否の禁止等	15 利用申込	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこと。	特定教育・保育施設等運営基準府令第6条第1項 子ども・子育て支援法第33条第1項	・正当な理由がなく、これを拒んでいる（軽微な場合はB）。	B・C

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
6 記録の整備	16 記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していること。 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していること。 (1)特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2)特定教育・保育施設等運営基準府令第12条に規定する特定教育・保育の提供の記録 (3)特定教育・保育施設等運営基準府令第19条に規定する市への通知に係る記録 (4)特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5)特定教育・保育施設等運営基準府令第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	特定教育・保育施設等運営基準府令第34条第1項 労働基準法第109条、附則第143条第1号 特定教育・保育施設等運営基準府令第34条第2項、(第12条、第15条、第19条、第30条、第32条)	・職員に関する諸記録を整備していない(軽微な場合はB)。 ・設備に関する諸記録を整備していない(軽微な場合はB)。 ・会計に関する諸記録を整備していない(軽微な場合はB)。 ・特定教育・保育の提供に関する記録を整備していない(軽微な場合はB)。 ・特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存していない(軽微な場合はB)。	B・C B・C B・C B・C B・C
7 その他	17 その他	施設運営に関し、不適切な事項がないこと。		・不適切な事項がある(軽微な場合はB)。	B・C
※ 周知事項 ※					
	経営状況等の報告	毎事業年度終了後五月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。)を都道府県知事に報告していること。	子ども・子育て支援法第58条第2項	—	—

相模原市実地指導基準
幼稚園型認定こども園・幼稚園編
～ 利用者処遇 ～

令和8年度版

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
1 総則	1 一般原則	<p>特定教育・保育施設は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものであること。</p> <p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めていること。</p> <p>特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること。</p> <p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていること。</p>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第1項</p> <p>特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第2項 子ども・子育て支援法第33条第6項</p> <p>特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第3項</p> <p>特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第4項</p>	<p>・良質かつ適切な特定教育・保育の提供を行っていない(軽微な場合はB)。</p> <p>・子どもの意思、人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めていない(軽微な場合はB)。</p> <p>・地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、教育・保育の提供に関する機関、団体等との密接な連携に努めていない(軽微な場合はB)。</p> <p>・子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていない(軽微な場合はB)。</p>	<p>B・C</p> <p>B'</p> <p>B'</p> <p>B'</p>
	2 特定教育・保育の取扱方針	<p>幼稚園は、幼稚園教育要領に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っていること。</p> <p>認定こども園は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っていること。</p>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第15条</p>	<p>・指針に基づき、適切に特定教育・保育の提供を行っていない(軽微な場合はB)。</p>	<p>B・C</p>

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
2 特定教育・保育に関する評価等	3 自己評価	自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第16条第1項 子ども・子育て支援法第33条第5項	・自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行わず、改善を図っていない(軽微な場合はB)。	B・C
	4 外部の者による評価	定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第16条第2項	・定期的に支給認定保護者その他特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない(軽微な場合はB)。	B'
3 他機関との連携	5 小学校等との連携	<p>特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めていること。</p> <p>教育・保育給付認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター)、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めていること。</p>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第11条</p> <p>子ども・子育て支援法第33条第4項</p>	・小学校等地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との情報提供、密接な連携に努めていない(軽微な場合はB)。	B'
4 教育・保育の提供の記録	6 教育・保育の提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第12条	・教育・保育の提供について、必要な事項を記録していない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
5 健康及び安全	7 心身の状況等の把握	特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第10条	・教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていない(軽微な場合はB)。	B'
	8 緊急時等の対応	職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第18条	・子どもの緊急時の対応について、必要な措置を講じていない(軽微な場合はB)。	B・C
	9 事故の発生の防止及び発生時の対応	(1)教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第32条第2項	・事故発生後の対応について、必要な措置を講じていない(軽微な場合はB)。	B・C
(2)前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。			特定教育・保育施設等運営基準府令第32条第3項	・事故の状況及び処置についての記録がない(軽微な場合はB)。	B・C
(3)特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていること。			特定教育・保育施設等運営基準府令第32条第4項	・損害賠償を速やかに行っていない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
6 子育て支援	10 相談及び援助	(4)事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じていること。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第32条第1項	・事故が発生した場合の対応、規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されていない（軽微な場合はB）。	B・C
		イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。		・事故報告、改善策を周知徹底する体制が整備されていない（軽微な場合はB）。	B・C
		ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。		・事故発生防止のための委員会及び研修が定期的に行われていない（軽微な場合はB）。	B・C
	11 地域との連携等	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第17条	・保護者の相談に適切に応じず、必要な助言その他の援助行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
		特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第31条	・地域との交流に努めていない。	B'

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
7 児童処遇の原則	12 子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないこと。	特定教育・保育施設等運営基準府令第24条	・人格を尊重して運営していない(軽微な場合はB)。	B・C
	13 虐待等の禁止	職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないこと。 【認定こども園法第27条の2第1項】 (1)園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。 (2)園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。 (3)園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。 (4)園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	特定教育・保育施設等運営基準府令第25条 児童福祉法第33条の10、11 学校教育法第28条第2項 認定こども園法第27条の2第1項 虐待等の防止、対応等ガイドライン 子ども虐待対応の手引き 児童虐待の防止等に関する法律	・園児の心身に有害な影響を与える行為をしている(軽微な場合はB)。	B・C
8 職員の知識及び技能の向上等	14 研修機会の確保	施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第21条第3項	・職員に対し、研修の機会を確保していない。	B・C
9 情報の提供	15 情報の提供等	利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第28条	・利用しようとする保護者に対し、適切に特定地域型保育事業所を選択できるよう、保育内容の情報提供に努めていない(軽微な場合はB)。	B'
		当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないこと。		・施設について広告が内容が虚偽又は誇大となっている(軽微な場合はB)。	B・C
10 その他	16 その他	利用者処遇に関し、不適切な事項がないこと。		・不適切な事項がある(軽微な場合はB)。	B・C

相模原市実地指導基準
幼稚園型認定こども園・幼稚園編
～ 会 計 ～

令和8年度版

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
1 会計の区分	1 会計の区分	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第33条	・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
2 利用者負担額等の受領	2 利用者負担額等の受領	特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、教育・保育給付認定保護者から支払を受けるときは、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内でその額を設定し、支払を受けていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第3項	・適切な金額で設定していない。	C
	3 便宜に要する費用の受領	<p>特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を教育・保育給付認定保護者から受けていないこと。</p> <p>(1)日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2)特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3)食事の提供に要する費用のうち、次に掲げるものを除く費用 ア 年収概ね360万円未満の世帯に対する副食費 イ 第3子以上等の場合の副食費 ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4)特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5)(1)～(4)に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第4項	・便宜に要する費用について(1)～(5)以外の費用の支給を受けている。	C

項目	指導事項	指導内容	関係法令等	評価	判定
	4 領収証の交付	指導事項2及び3(1)～(5)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第5項	・費用の支払いに対し、領収証を交付していない(軽微な場合はB)。	B・C
	5 書面での説明及び文書による同意の徴収	指導事項2及び3(1)～(5)の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていること。 ※ただし、指導事項3(1)～(5)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第6項	・用途・額・理由について書面で明らかにするとともに、ただし文を除き文書による同意を得ていない(軽微な場合はB)。	B・C
3 施設型給付費の額に係る通知	6 施設型給付費の額に係る通知	法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(子ども・子育て支援法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第14条第1項	・法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、教育・保育給付認定保護者に対し通知していない。	C
4 利用者に関する市への通知	7 不正受給に関する通知	特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第19条	・不正受給について、遅延なく、意見を付してその旨を市に通知していない。	C
5 公定価格	8 算定方法、加算要件等	【幼稚園型認定こども園】 公定価格の算定方法、加算要件、申請手続き等について、留意事項通知別紙3及び別紙4のとおりされていること。	子ども・子育て支援法第27条第3項 留意事項通知別紙3、別紙4	・特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3及び別紙4のとおりされていない。	C
		【幼稚園】 公定価格の算定方法、加算要件、申請手続き等について、留意事項通知別紙1のとおりされていること。	子ども・子育て支援法第27条第3項 留意事項通知別紙1	・特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙1のとおりされていない。	C
6 その他	9 その他	会計に関することで不適切な事項がないこと。		・不適切な事項がある(軽微な場合はB)。	B・C